

第4次船橋市地域福祉計画の重点施策～地域共生社会の実現に向けて～

(計画書76ページ、154～155ページ)

重層的支援体制整備事業の実施

1 近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域での住民同士のつながりの希薄化などを
2 背景として、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問
3 題」や育児と介護のダブルケアなど、複合的な課題を抱え、従来の分野ごとの福祉サ
4 ービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

5 このような中で、国では、「地域共生社会」の実現を掲げ、制度・分野ごとの『縦割
6 り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画
7 し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮ら
8 しや生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指しています。

9 令和3年4月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた具体的な施策
10 として、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。重層的支援体制整備事業
11 とは、「相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）」、「参加支援
12 （本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援や居住支援等を提
13 供することで社会とのつながりを回復する支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域
14 社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役
15 割を生み出す支援）」の3つの支援を一体的に実施する事業です。なお、そのうち、
16 「相談支援」では、さらに「包括的相談支援事業（既存の相談窓口において、世代や
17 属性を問わず、相談を包括的に受け止める事業）」「多機関協働事業（関係機関の役割
18 分担、支援プランの作成及び進捗管理を行う事業）」「アウトリーチ等を通じた継続的
19 支援事業（必要な支援が届いていない相談者に訪問型支援を行う事業）」の3つの事
20 業に分類され、3つの事業を組み合わせることで断らない相談支援体制を構築してい
21 きます（資料1参照）。

22 本市では、令和5年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて、令和4年4
23 月に重層的支援体制整備事業庁内検討委員会を立ち上げ、本市における相談支援・参
24 加支援・地域づくりに向けた支援の在り方を検討しているところです。

25 令和4年10月時点での方向性として、「相談支援」のうち、「包括的相談支援事業」
26 の一部、「多機関協働事業」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」につい
27 ては、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」（以下、「さーくる」という。）の人員体制
28 を強化することで実施していくこととしております。また、市といたしましても「さ
29 ーくる」とともに、「多機関協働事業」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事
30 業」の一部を担う方向で検討を進めております。

31 次に、「参加支援」については、令和5年度におきましては「さーくる」で実施して
32 いる、ひきこもりや長期間の離職などですぐに就労につくことが難しい生活困窮者が
33 段階的に就労につながるよう、グループワークやボランティア体験、就労体験などの
34 日常生活自立、社会的自立及び就労自立に向けた訓練を行う「就労準備支援事業」の
35 対象を拡大し実施する方向で検討しております。

36 さらに、「地域づくりに向けた支援」については、市の地域福祉支援員や地区社会福
37 祉協議会に配置されている生活支援コーディネーターによる家事援助のボランティ
38 ア団体である「たすけあいの会」の立ち上げ支援など、生活支援体制づくりを始め、
39 本市が今まで実施してきたさまざまな地域づくりに関する事業を「地域づくりに向け
40 た支援」として位置づけ、今までの事業を着実に進めていくとともに、市の地域福祉
41 支援員が中心となり、引き続き地域の関係団体との協議を始め、関係構築に努めてま
42 います（資料2・3参照）。

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- ▶ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- ▶ 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- ▶ このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

I 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかるとして実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

II 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
- (※1) 世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2) 就労支援、見守り等居住支援 など

III 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

新たな事業(I)Ⅲの支援を一体的に実施)

船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像(イメージ)



具体的な相談フロー(イメージ)

